

オンライン本会議の実現に必要なとなる
地方自治法改正を求める意見書

二元代表制の地方制度にあって、住民福祉の向上、住民自治の一層の充実の上で合議制の機関である地方議会が果たす役割はますます重要となっている。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの地方議会が定例会の会期中ということもあり、特に被災自治体では甚大な人的・物的被害により議会運営が続行不能となる事態も発生し、非常災害時での議会機能の確保について大きな課題が突き付けられた。このため、いわゆる議会BCP、すなわち議会の業務継続計画を策定する議会も多く現れた。

首長の行財政執行に住民福祉向上の上から議決権を通して関与する地方議会の機能の重要性が、大震災をきっかけに強く意識されてきたことは、二元代表制の地方制度による住民自治をより一層進化させたといえる。

こうした中、令和元年末から発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界的大流行となり、新たな変異株等により未だ収束が見通せない中、これまでの生活様式を一変させる新たな日常生活様式が要請されるとともに地方議会に困難な課題を突き付けている。

すなわち、徹底的な感染防止策を講じてもおお、議員や関係者の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者認定等により、議場に参集することができない結果、議会を開催できないことなどが極めて現実的な事態として容易に想定されるということである。

こうした事態は、往々にして首長の専決処分を漫然と許す結果となり、合議制の議決機関である地方議会の存在意義を根底から脅かしかねない由々しき問題であり、議会不要論が再び増幅するであろうことは想像に難くない。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は一方でテレワークやリモートワークといった新たなシステムを発達させ、議会の会議もこうしたオンラインによるリモートシステムで十分対応できることが先進議会の取組によって明らかとなっている。

残念ながら、現在の法制度のもとでは、委員会におけるオンライン会議は国においても否定されてはいないものの、本体である本会議については議場への参集が出席という解釈により、いわゆるオンライン本会議は否定的に解されている。

しかし、二元代表制における地方議会が果たすべき機能の重要性に鑑みれば、「議論し合う」ということが重要であり、いわゆる「対面」であっても「オンライ

ン」であっても、その機会を確保するということが住民自治実現の上で要請されているというべきである。

特に、現在のコロナ禍での議場に参集できない場合に限らず、今後少子高齢化社会が到来する中、妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病によって容易に外出できない議員でも住民福祉向上のために議論し合うという本来の職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段を確保することは時代の要請というべきである。その具体的な手法がオンラインによる本会議である。

こうしたことから、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 デジタル大臣